

北九州市における不登校対策を進めるための論点（案）

1. 児童生徒の状態に応じた支援の在り方

（1）未然防止・初期対応

- 不登校を未然に防ぐための学級経営として、児童生徒の居場所づくりが重要であると考えられるが、効果的に行う方法としてどのようなことがあるか。
- 不登校になりそうな児童生徒の見極めを適切に行うために留意すべき事項としてどのようなことがあるか。

（2）教室に入れない状態の児童生徒への支援

- 北九州市においても校内で遠隔授業を行っている例があるが、その他に他都市の事例等から本市において取り入れるべき取組等は考えられるか。

（3）ひきこもりの状態にある児童生徒への支援

- ひきこもりの状態にある児童生徒に対して、学習を受ける環境を整備する観点から、どのような支援が考えられるか。
- 教員の負担も考慮しつつ、ひきこもりの状態にある児童生徒と学校をつなげる方策で効果的なものとしてどのようなことがあるか。
- 義務教育段階の支援から卒業後の支援につなげることとして留意すべきことがあるか。

2. 小中学校に関する事項

（1）組織的な対応

- 現在、長期欠席対策検討委員会において、組織的な対応を行うためのモデル事業を行っているが、組織的な対応を行う上で留意しておくべき事項があるか。

- 不登校の未然防止や初期対応、教室に入れない状態の児童生徒への支援等を効果的に行うために、学校として留意すべきことはどのようなことがあるか。また、教育委員会ができる支援としてどのようなものが考えられるか（例：柔軟な教育課程の編成）。
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携する上で留意すべき事項としてどのようなことが考えられるか。
- (2) 不登校対策に関する知識・技能の習得
- 働き方改革の推進等によって、研修の時間数を増加するのが難しい中で、不登校対策に関する人材育成をどのように行うか。また、研修を行う場合、効果的・効率的に行うために、内容や方法で留意すべきこととしてどのようなことがあるか。
- (3) 別室登校など学校における多様な受入れ体制の整備
- 別室登校に関して基本的に学校の判断で部屋のレイアウトや学習内容を決めているが、教育委員会として行うべきことが何かあるか。
 - 別室において対応する人員をどのようにするか。その他、組織的に別室対応を行う上で留意すべき点としてどのようなことがあるか。

3. 小中学校以外の機関に関する事項

- (1) 少年支援室の機能強化
- 来年度から本市の少年支援室はすべて適応指導教室の機能を持つことになる。今後、適応指導教室を運用していく際に、留意すべき点はあるか。
 - 少年支援室と学校との連携をさらに進めるために、改善すべき点などがあるか。
- (2) フリースクールとの連携
- フリースクールとの連携に関して、教育委員会としてできることとしてどのようなことがあるか。
- (3) 若者の支援をしている団体等との連携

- 不登校の状態にある児童生徒への対応として、学校と義務教育の段階以後の青少年を支援する団体等との連携をどのように進めるべきか。

4. 家庭への支援

- 家庭と学校が連携して取組を進めるにあたって留意すべき点はあるか。
- 学校以外の行政機関が関われることとしてどのようなことがあるか。

5. 検討を進めるにあたり集めるべきデータ

- 現在提出しているデータ以外に今後どのようなデータが必要となるか。
- 他都市の事例等で本市が参考にすべきものが他にもあるか。